

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：モンゴル国新ウランバートル国際空港周辺都市
開発にかかる情報収集・確認調査(QCBS)

調達管理番号：20a00781

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書(案)

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ(PDF)」とさせていただきます。

詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月25日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年11月25日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モンゴル国新ウランバートル国際空港周辺都市開発にかかる情報
収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- | |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2021年2月 ～ 2022年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

<p>新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。</p>

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課 村上 幸枝 Murakami.Yukie@jica.go.jp】

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】社会基盤部 都市・地域開発第二チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

- 1) 全省庁統一資格
令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年12月16日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年12月25日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上

当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2021年1月26日（火） 16時30分～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年2月1日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

➤ 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容

➤ 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容

- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないうと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、交渉順位の確定にかかる「プロポーザル等評価結果の通知」メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係性を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を

公表します。詳細はウェブサイト「公共調達最適化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（6）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 業務の背景・目的

近年の経済成長に伴い、ウランバートル市の現国際空港の利用者も急速に増加しており、今後の更なる利用者の増加に対応するため、JICAは円借款「新ウランバートル国際空港建設事業Ⅰ及びⅡ」、技術協力「新ウランバートル国際空港人材育成及び運営・維持管理能力向上プロジェクト」等にてモンゴル政府を支援し、近く新空港が開港される予定である。

モンゴル政府は、2009年に人口10万人規模の新空港衛星都市マスタープランを策定した。その後、建設・都市開発省（MCUD）は、JICAの支援を得てウランバートル市の一極集中による大気汚染、交通渋滞等の都市問題に対応するために、「ウランバートル市マスタープラン2020」を2013年に策定し、新空港周辺衛星都市を含めた開発方針が提示されている。これらの方針から「新国際空港衛星都市マスタープラン（The City Master Plan for the New International Airport）」（以下、MP）が、新たに策定され2019年1月に閣議決定された。韓国開発研究所（KDI）は2019年5月から10月にかけて開発課題の分析、同MP及び実施方法のレビューを行っている。JICAは2019年に「新空港衛星都市の開発可能性にかかる情報収集・確認調査」（以降、「前回基礎調査」）を実施し、MP及びKDIのレビューに関して初期的な情報収集を行った。同調査により、これらの計画は一部妥当性や実現可能性について課題があり引き続き確認・検討が必要と考えられるものの、空港近郊の都市開発という特性から特に物流拠点の整備と自由経済地域の整備についてはその開発ポテンシャルが高い見込みであること及びこれらに関連する電力、上下水道、廃棄物処理等を含む基礎インフラ整備が短期的な課題であることが確認された。

本調査は、これらの重点について更なる情報収集と分析を進め、モンゴル側とも意見交換を行いつつ短期的な協力ニーズと中長期的な協力のニーズの分類や協力の必要なニーズの確認等を行い、今後のJICAによる協力の方針検討を行うために実施するものである。

2. 目的と業務の範囲

本調査は、新ウランバートル国際空港周辺の都市開発の計画のレビューを行い、特に短期・中期的に事業化することが重要と思われる物流センター、自由経済地域及び対象地区の基礎インフラ等について今後整備を進めていくうえでの課題や必要となる対応事項の整理を行い、事業化に向けたロードマップとしてまとめ、JICAの協力方針を検討することを目的とする。

業務の範囲は、上記に示す業務の目的を達成するために「3. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「4. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「5. 報告書等（成果品）」に示す報告書等を作成するものである。

3. 調査実施上の留意事項

(1) 都市計画課題を踏まえた既存・関連資料及び現況のレビュー

新空港周辺の開発を行う上で、考慮すべき現時点でのウランバートルの都市課題として

中心地に過密する人口と経済拠点の分散・再配置等がある。同市は上記課題を踏まえ複数の衛星都市を計画しており、前回基礎調査で確認している通り、「長期ビジョン(LTDP)2050」、「ウランバートルマスタープラン2040コンセプト(ドラフト)」、「トゥブ 県ゾーンモード開発マスタープラン2020-2030」等において衛星都市計画が検討されている。本調査では、対象となる新空港周辺の地区に求められる役割と機能を、整理・再検証した上で全体計画及び個別の事業案のレビューに取り組む。

(2) 経済性を含めた検証

新空港への期待から周辺開発にも大規模なものが期待される中、現在および将来の都市課題への対策及び空港周辺の適切な開発に資することを念頭に、現実的な需要や期待される社会・経済的な効果等に対する適切な規模での投資として検討できるよう、可能な限り定量的な情報収集及び妥当と思われる需要の見込み等を含めた分析に努める。

(3) 本調査の主な調査項目

前回基礎調査の結果を受け、全体的なMP及び現在モンゴル政府が委託調査している内容(各機能における詳細計画)レビューを行い、物流センター及び自由経済地域について、今後の協力可能性にかかる検討を深めていくこと及び関連基礎インフラの短期的な整備に重きを置いて現状の課題の整理と今後の協力方針の検討を進める。

他方、物流センター及び自由経済地域についても前回基礎調査において期待される機能の整理や法制度整備の必要性が言及されており、中長期的な視点で設立に向けて課題の分析を行い、モンゴル政府による対応が必要なものを整理したロードマップ案の策定とそれに基づく協力方針の検討を本調査の主な狙いとする。

(4) 本邦技術及びDX等の導入可能性の検討

上述の主要項目を中心に、調査を進めるが本邦企業の進出可能性や本邦技術／製品の導入可能性については積極的に情報収集・検討を行う。また、新空港周辺都市開発計画においては面的な計画であり、物流や自由経済地域等スマート技術との親和性が比較的高いと考えられることもあり、調査全体を通じてDXの適用等によるイノベーション等の導入に関しても広く情報収集し積極的に検討するが、導入に係るリスクや実現可能性については十分に検証する。

(5) 他ドナーとの連携可能性の模索について

本調査で協力方針を検討した後、同地域の開発に関心を持つ他ドナーとの連携や協調融資の可能性も模索すべく、ボグドハーン鉄道開発の検討を進めているアジア開発銀行(ADB)等を念頭に関連ドナーとの意見交換等を通じ検討する。

(6) JICAの新空港周辺都市開発分野での協力方針検討について

本調査を通じて、同分野におけるJICAの今後の協力方針を検討することが目的であるため、検討に際しては、JICA本部及びJICAモンゴル事務所と調整・相談しつつ、協力方針や具体の協力案件候補を検討する。JICAにおいては、技術協力や円借款、海外投融資等を活用した後継案件を念頭に考えており、円借款では質の高いインフラとして日本の強みが生かせる協力が期待され、海外投融資は関心を持つ民間企業等による案件形成等が必要となる等、必要となる要件やモンゴル国への支援方針との整合性の確保等、十分にJICAと確認しながら検討を進めること。

4. 業務の内容

(1) 関連資料、関連政策・計画の情報の収集・分析等

既存の文献、報告書（MP、MPレビュー、前回基礎調査、関連事業の報告書等）、モンゴル政府の関連政策や計画に関する情報収集と分析を行い、本調査での調査項目の再精査や課題の確認・整理を行う。

(2) インセプションレポートの作成

調査の実施工程を含む調査計画をインセプションレポート(案)としてまとめ、JICAに説明し協議する。その後、モンゴル側にも説明し、調査内容、工程等に関し合意を得る。モンゴル側からの要望で可能なものは調査計画に反映し、対応が難しいものはJICAと相談する。

(3) サイト踏査、関係機関等との面談

関係の政府機関、民間企業、ドナー等と面談し情報収集、意見交換を行う。初回の面談で必要なものはJICA事務所がアポイントや質問票配布等の支援を行うことも可能なので、前広に相談する。また、対象地区のサイト踏査を行う。

(4) 既存・関連資料及び現況のレビュー

MP及びKDIが実施したMPレビュー、前回基礎調査に加え、2020年7月に発足した新政権の方針、2020年10月の地方選挙後のウランバートル市、トゥブ県の方針、現在モンゴル政府が実施している各種調査内容を含め、各種既存・関連資料をレビュー・アップデートする。特に以下の視点については、重要な点と考えられるため、既往の調査結果を確認したうえで、十分な情報収集に努める。

① 新空港周辺に必要な機能の分析

前回基礎調査で確認しているとおり、ウランバートル市やヤールマグ新都市、ズーンモド市、マイダルエコシティ、ナライハ（建築材産業団地）、エメールト工業団地（皮革産業）等、新空港周辺には産業・機能を持つ可能性のある地域も複数存在するため、各地域との効率的な産業・機能分担について、最新の現状やモンゴル政府の方針を踏まえ、分析する。また、想定される衛星都市の人口配分や増加率等についても妥当性や現実的なものとなっているか、確認する。MPにおいては住宅及び関連施設の整備も計画されているが、新空港周辺は騒音の課題が前回基礎調査でも指摘されており、対象地区の施設計画についてもレビューし、修正の必要性について検討する。

② 実施体制のレビュー

新空港周辺開発に関しては、MCUD（建設・都市開発省）、MRTD（道路・運輸開発省）、副首相府、ウランバートル市、トゥブ県等複数の関係機関による連携した実施体制が必要となることが想定される。本調査では、他国の都市開発実施体制やモンゴルの現状を踏まえ、現実的・効率的な実施体制・メカニズムの構築に向けた分析を行い、提言することとする。

③ 新空港周辺地域開発に関する関連法・制度のレビュー

新空港周辺都市開発に関する関連法・整備等に関してレビューし、今後、モンゴル政府が対応すべき事項について検討するため、必要な情報収集・分析を行う。特に、関係機関間での関連法・規則等の制定、航空政策や PPP、自由経済地域法・制度・手続き、円滑な輸出入等のためのルールや手続きの制定・改善等に係る主体者や関係省庁・機関等の整理・確認等を行う。また、対象地区の用地取得の進捗や手続き等についても情報収集を行う。情報収集の結果を踏まえ、課題を明確にし、今後整備が必要となる事項について明確にする。

④ 段階的な整備にかかる優先順位の考え方等について

新空港周辺都市開発は、レクリエーション施設や商業施設、住宅施設等が計画に含まれるが、段階的に必要性や実現性を考慮しながら整備を進めていく必要があると考えられる。そのための整備の優先度や、順序、各施設にとって必要となる前提条件を検討・整理し、開発フェーズや優先度の検討を行う。

(5) 物流センターにかかる情報収集・分析

物流センターの計画について、前回基礎調査においては MP の計画が過大である可能性について言及されており、今後の航空貨物の需要の見込みや、ボグドハーン鉄道との接続時期の見込みについて特に確認が必要であると考えられる。空港周辺の物流センターに期待される役割と機能を検討・整理するため、以下の事項を含めて情報収集・分析する。

① 物流網との接続の課題

全国の輸送需要に対する全国的な物流網とウランバートル市内での主要インフラ（鉄道・道路・物流拠点）との接続状況、今後の需要想定や事業計画の状況・進捗と課題について情報収集・分析を行う。新空港周辺都市開発計画の対象地への主要インフラの接続に向けた計画の現況と課題、今後の見込みについて情報を分析・整理する。

また、物流システムの課題分析を行い、道路、鉄道、積替施設の容量不足等インフラに起因する課題、通関や貿易事務等の手続きに起因するもの、国境をまたぐことによる越境の課題（その場合も事務手続き、待ち時間、検査施設の不足、二国間の事務連携不足等の各課題と越境にかかる時間が課題である場合にその主要因の分析等）にかかる情報収集・分析を行う。

② 貿易量・額の品目別・モード別実績と将来需要想定 of 検討

新空港周辺都市開発において主要施設となる物流拠点や自由経済地域の検討に当たり、貨物量の動向や需要の見込みが重要と考えられる。過去の貿易統計や輸送実績、今後の需要見込み等を品目別、輸送モード別、量ベースのみならず金額ベース含め等可能な限り詳細に情報収集・分析し、航空貨物に期待される役割・機能、需要の伸びの想定等について定量的に分析する。

需要予測においては、現実的な予測の他、条件設定を行い複数シナリオ検討する。特に、需要の振れ幅が大きいと考えられる航空政策の転換や鉄道整備等のタイミング等について、楽観的な想定と悲観的な想定等を比較しつつ提示する。

③航空政策・業界の動向把握

前述の輸送需要の見込み等に影響があると考えられる航空政策分野における情報収集を行う。特に前回基礎調査にて記載のあるトランジット促進につながるオープンスカイ政策導入に向けた動き含む航空政策や業界の動向等に関する情報収集を行う。また、オープンスカイ政策導入に向けてモンゴル政策との意見交換を行う。

④設立・運営主体の検討と民間連携／政府支援の検討

物流センターの設立主体及び運営主体について、物流事業者等民間企業の関心状況やPPPの法制度、同国での事例・実績等も勘案しつつ、想定されるシナリオ等の検討を行い、各シナリオにおいて必要とされる官の役割を明確にしつつ、プロコンの整理を行い、望ましい設立・運営主体の検討を行う。

(6) 自由経済地域にかかる情報収集・分析

前回基礎調査に記載の通り、国内の先行する自由経済地域は自由地域法の関連規則が定まっておらず煩雑な手続き等で参入企業からの不満が聞かれ、企業進出が進まない等の課題を抱えているため、新空港周辺都市開発における自由経済地域の検討時には、関連法整備、企業の参入促進のため手続き等の改善、空港に近い特性を生かした自由経済地域に期待される役割・機能にかかる民間企業・業界等へのヒアリングを通じたニーズの特定が重要と考えられる。そのため以下を含む情報収集・分析を行い、将来的に民間企業の関心やニーズにあう自由経済地域が設立されるために必要な対応を確認するため、必要な情報収集・分析を行う。

①空港至近の自由経済地域の特性を考慮した開発コンセプトの検討

空港至近という特性からこういった自由経済地域の設立が期待されるか、政府側の考えや、進出可能性のある産業や企業、物流事業者等の視点、他国の事例の教訓等を含め検討する。本自由経済地域が、モンゴル国やウランバートル都市圏の産業にとってどのような役割を果たすことが期待されるか、どのような将来ビジョンで開発されるべきか、開発コンセプトを検討する。

②自由経済地域として開発すべき範囲・施設の検討

モンゴル政府はMPにおいて、自由経済地域を新空港北東付近に整備することを明示しているが、前回基礎調査においては、新空港周辺全体を自由経済地域とすることを提案している。本調査においては、自由経済地域として開発すべき範囲に関し、モンゴル国内の関連法体系や優位性のある産業等を考慮した上で検討し、それぞれのメリット・デメリットを比較したうえで、モンゴル政府が開発すべき自由経済地域の地理的範囲や対象施設の案を検討する。特に空港至近であり物流サービス等が中心となる可能性から現地の法制度等を確認し、物流センターを含む対象地域を自由経済地域の範囲として検討することが可能か、または望ましいか等についても確認する。

③既往の自由経済地域における課題

前回基礎調査の結果等を確認した上で、既存の他の自由経済地域に参入している企業への現況や課題のヒアリングを行う。自由経済地域に関する法整備状況と企業ヒアリング等の結果から、改善が必要と思われる関連規則や手続き等の修正方針を検討・整理する。

④投資需要調査

モンゴル国内の現地企業及び日系企業を含む外国企業に対して、新空港周辺に自由経済地域が開発される場合の投資需要調査を行う。ヒアリング時には、既存の自由地域法で設定されている条件を提示し、法律・制度に改善すべき点等がないか、企業が魅力を感じる条件や制度がどういったものか等、詳細に調査する。調査方法は、上述の分析を踏まえつつ、モンゴル国内及び外国企業を含めた各種産業のうち空港近くの自由経済地域への進出にメリットを見出しうる業種を分析し、主要企業や業界団体を中心に進出の可能性や自由経済地域に期待する機能等についてヒアリングと意見交換を行う。

⑤自由経済地域の整備・運営主体の検討

既存の自由経済地域の整備・運営状況や法関係をレビューし、新空港周辺の自由経済地域の整備・運営主体について検討する。

(7) 対象地区の関連基礎インフラにかかる情報収集・分析

新空港周辺都市開発計画の対象地域における基礎インフラの整備に関して前回基礎調査でも検討されているが、上記の物流センター及び自由経済地域においてより詳細な検討を経て必要とされる基礎インフラに関して、周辺の需要も含めて将来の拡張性も考えつつ整備の順序、規模、(可能な範囲で)概算金額等検討し短期的な計画と、中長期的な計画に整理する。また、中長期的な計画とされる将来拡張の具体的な検討開始のタイミングについて、どういった要件が満たされた段階で着手すべきか等も可能な限り具体的に検討する。

基本的には新空港周辺都市開発計画の対象地区のための基礎インフラの検討とするが、基礎インフラがゾーンモド市やマイダルエコシティ等の周辺地域と一体的に考えられる方が合理的である場合には、適宜対象範囲を広げて検討を進めることや、周辺地区のインフラとの連携・役割分担を考慮しつつ検討を進める。

対象範囲において短期・中期・長期的に必要となる基礎インフラ(上下水道、電力、熱供給、通信、廃棄物等)について、将来の拡張性等も考慮しつつ検討する。物流センターや自由経済地域の需要予測において検討されている複数シナリオのうち、短期的な基礎インフラ整備の検討は、最も堅実な需要を基に検討し、その後の需要の伸びが芳しくない場合にも過剰とならない規模での整備を検討することを基本とするが、他のシナリオの場合の基礎インフラ整備の進め方についても必要な範囲で検討を行う。

(8) 本邦技術/DX等の情報収集と適用可能性の検討

上記までの計画のレビューや分析・検討を踏まえ、本邦企業への情報共有を行いつつ関心や適用可能性のある技術・製品等にかかるヒアリングを行う。企業から参入可能性や本邦技術、ICT/DXの適用可能性について提案があった場合には可能な限り積極的に検討を行う。企業のヒアリング計画等はJICAにも事前に共有した上で、企業側からの関心表明や提案等があった場合には、JICAに遅滞なく共有する。

(9) インテリムレポートの作成・協議

上記(8)までの作業を取りまとめインテリムレポート(案)を作成し、JICAに提出、説明し意見交換を行う。JICAの合意の後、モンゴル側にも共有し、説明・意見交換を行う。モンゴル側からの意見聴取を行い、同レポートを修正する、または次のドラフトファイナルレポートにて反映する。

(10) MP レビュー結果としての提言案の検討・作成

上記調査を踏まえ、課題の整理と解決に向けた今後の方針等をモンゴル側への提言としてまとめる。提言部分は報告書目次案にあるように章を区切り、モンゴル政府関係者等が、該当する章を読むだけで課題と対策、今後必要な対応が緩やかなタイムライン含めわかるようなロードマップ(案)を含める構成を基本とする。

全体に短期的な対応が必要な部分と中長期的な対応が必要な部分に分けて記載し、短期的な計画は、将来的な拡張性を考慮し、具体的な仕様、数量、概算等を現時点のイメージとして今後詳細検討の中で変わり得る数字とした上で、モンゴル政府がとるべき対応について可能な限り具体的に提案する。また、ロードマップにおける緩やかなタイムラインは、関係する外部の鉄道・道路整備等一定の条件が整った場合に事業を進める等の事業の具体的な検討に着手する要件を整理した上で記載することで計画の実施順序やタイミングの考えを共有するものと想定している。

モンゴル側への提言案の検討時には可能な限りモンゴル側関係者と意見交換を行い、先方の要望や将来の見立てを考慮しつつ、現実的なタイムライン検討となるよう意見調整を図りながら検討を進める。ボグドハーン鉄道の整備見込みや航空政策等による航空貨物需要の想定量の大幅な変化等、重要ながら見通しの立ちにくい不確定要素等があり、必要と考えられる場合には、複数パターンのシナリオに基づきロードマップ案を検討する。

① MP 全体計画の段階実施にかかる提言

新空港周辺都市開発計画、ウランバートルのMP、全国物流網整備等の政策・方針・計画について、レビューした結果でモンゴル側への提言を記載する。特に同地域の開発にとって重要となるボグドハーン鉄道や AH3 号線道路バイパス整備の促進に向けた提案や、新空港周辺都市開発との連結性を考慮する中で、オープンスカイ政策を含む航空政策や、鉄道・道路の要件・仕様等で必要と考えられるもの等があれば提言に含める。

実施体制の確立にむけた必要な会議の実施等調整プログラム促進、必要となる法制度整備や関連のルール、手続きの改善等について課題や関連規程・ルールの策定や修正の方針等に関して提言としてまとめる。

前回基礎調査でも言及されている通り空港周辺の開発は長期的な視野での対応が必要と考えられるため、参考となり得る事例の開発の歴史等をタイムラインで示すこと等も検討する。

②物流センター事業化に向けたロードマップ案

必要とされる役割・機能、望ましい設立主体との協働体制、等について分析結果を記載し、今後必要と思われる対応をまとめた物流センター設立に向けたロードマップ案を作成する。また、必要と考えられる場合短期的な施設整備の計画と、必要とされる関連インフラの概要をまとめる。特に関連主要インフラと物流拠点等の連結性の確保、施設の将来拡張性等について提言に含める。

③自由経済地域事業化に向けたロードマップ案

必要とされる役割・機能、必要な法制度整備や手続き等ルールの改善、等についての分析結果を記載し、今後必要と思われる対応をまとめた自由経済地域の設立に向けたロードマップ案を作成する。自由経済地域に関しては、全体計画の中で将来の拡張可能性を考慮した規模の検討と配置場所等の検討を行い必要な関連基礎インフラの概要の記載を検討する。

④関連基礎インフラ整備に向けたロードマップ案

物流センター及び自由経済地域の基礎インフラを含む、対象地区全般と、必要な場合は周辺地区を含め、短期的に必要と思われる関連基礎インフラの概要をまとめる。それらの短期的な整備案と優先順位を中長期的な、将来拡張計画も考慮しつつ検討し、記載する。

(11) JICA の協力方針検討への提言案の検討

上記(10)の検討を進めるのと並行して JICA と今後の協力方針について意見交換を行う。特に作業が一定程度進捗し概要がまとまりつつある段階で、モンゴル側に案を提示する前に、本邦技術や DX の適用可能性や今後の ODA 案件形成(技術協力・有償案件等)の可能性含め JICA と協議を行い、その後、モンゴル側と(10)の内容にかかる意見交換を行う。

(12) ドラフトファイナルレポートの作成・協議

上記までの作業結果をまとめドラフトファイナルレポート(案)を作成し、JICA に提出し、説明・意見交換を行う。JICA の確認後、ドラフトファイナルレポートをモンゴル側に提出・説明し、コメントを得る。

(13) ファイナルレポートの作成・提出

モンゴル側からのドラフトファイナルレポートへのコメントを反映しファイナルレポートを作成し、JICA の確認を経た後、提出する。

5. 報告書等(成果品)

作成・提出する報告書等は以下のとおり。(1)～(3)の電子データ形式での提出は電子メールや GIGAPOD を通じた提出を可とする。(4)の電子データ形式は、CD

での提出を必須とするが、併せて電子メール等で提出することは妨げない。

(1) インセプションレポート

記載事項：業務実施に関する基本方針、調査方法、調査項目、調査内容、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：2021年2月上旬

提出部数：簡易製本（和文3部・英文5部）及び電子データ形式

(2) インテリムレポート

記載事項：提出時までの調査結果

提出時期：2021年8月上旬

提出部数：簡易製本（和文3部・英文5部）及び電子データ形式

(3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：提出時までの調査結果

提出時期：2021年12月上旬

提出部数：簡易製本（和文3部・英文5部）及び電子データ形式

(4) ファイナルレポート

記載事項：提出時までの調査結果

提出時期：2022年2月上旬

提出部数：製本（和文5部・英文10部・モンゴル語10部）及び電子データ形式
（CD-R 和・英・モ各1セット）

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. 空港周辺都市開発計画の概要
 - (1) 空港周辺都市開発計画の背景と経緯
 - (2) 新空港建設計画の概要
 - (3) 空港周辺都市開発にかかる既往調査
 - (4) モンゴル政府の関連政策・法制度
 - (5) モンゴル政府関係機関の概要

2. 空港周辺都市開発計画のレビュー結果
 - (1) サイト概況と対象範囲及び上位計画等との整理
 - (2) 都市開発課題（過密対策、産業拠点分散等）からのMPの位置づけ
 - (3) 新空港周辺都市開発の実施体制
 - (4) 関連する法・制度と今後必要な対応

3. 物流センター事業概要
 - (1) 既往計画・調査における計画概要とサイト概況
 - (2) 事業に期待される役割と機能の分析
 - (3) 事業化に向けた課題と対応が必要な事項

4. 自由経済地域
 - (1) 既往計画・調査における計画概要とサイト概況
 - (2) 事業に期待される役割と機能の分析
 - (3) 事業化に向けた課題と対応が必要な事項

5. 基礎インフラ整備計画
 - (1) 既往計画・調査における計画概要とサイト概況
 - (2) 各インフラの現況と需要見込み等の分析
 - (3) 事業促進に向けた課題と対応が必要な事項

6. MP改善に向けた提言
 - (1) 全体計画における段階整備方針（案）
 - (2) 物流センターにかかるロードマップ（案）
 - (3) 自由経済地域にかかるロードマップ（案）
 - (4) 関連基礎インフラ整備にかかるロードマップ（案）

7. 日本の協力方針の検討
 - (1) 日本の強みや本邦技術適用可能性の検討
 - (2) 今後の協力方針への提言

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：途上国における都市開発／物流計画／経済特区

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(2021年3月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が2021年4月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めず。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／都市開発

➤ 運輸交通／物流計画

➤ 産業／自由経済地域

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市開発）】

- a) 類似業務経験の分野：都市開発分野に係る経験
- b) 対象国又は同類似地域：モンゴル国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 運輸交通／物流計画】

- a) 類似業務経験の分野：運輸交通、物流計画に係る経験
- b) 対象国又は同類似地域：モンゴル国及びその他全途上国
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 産業／自由経済地域】

- a) 類似業務経験の分野：産業開発分野として経済特区の開発・企業誘致・運営等にかかる業務経験
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年2月に業務を開始し、2021年8月を目途にインテリムレポートを提出し、2021年12月を目途にドラフトファイナルレポートを提出し、2022年2月にファイナルレポートを提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 17.9 人月 (M/M) (現地：12.2、国内：5.7)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／都市開発 (2号)
- ② 運輸交通／物流計画 (3号)
- ③ 産業／自由経済地域 (3号)
- ④ 官民連携／経済分析
- ⑤ 投資需要調査／投資促進
- ⑥ 基礎インフラ（熱供給、電力、通信等）①
- ⑦ 基礎インフラ（上下水道、廃棄物等）②

(3) 現地再委託

現時点で想定していませんが、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託の提案を認めます。

ご提案される場合、現地再委託経費は、本見積りに含めて計上下さい。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

- (4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄ウランバートル（MIAT モンゴル航空）

東京⇄ソウル⇄ウランバートル（大韓航空）

東京⇄プサン⇄ウランバートル（大韓航空/MIAT モンゴル航空）

東京⇄北京⇄ウランバートル（中国国際航空）

併せて、コロナ禍により商業便の運航が不安定であることから、旅費（航空賃）の見積りにあたっては、以下の単価を用いて積算して下さい。全渡航回数は30回程度を想定していますが、渡航する団員の渡航日数の内訳や、回数については、競争参加者が提案して下さい。なお、以下に示す単価は、消費税抜きの金額として提示しています。

エコノミークラス：120千円

また、旅費（航空賃）については、本見積りに含めて下さい。精算に当たっては、「実支出の補填」とし、根拠書類に基づく精算とします。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 関連資料

関連資料は下記 URL よりご参照下さい。

- モンゴル ビジネス環境ガイド 2017年版：
https://www.jica.go.jp/mongolia/office/activities/environment_guide/index.html
- ウランバートル市都市計画マスタープラン・都市開発プログラム策定調査 最終報告書 要約：
http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_115_11937133.html
- 都市開発実施能力向上プロジェクト 事業事前評価表：
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1400610_1_s.pdf
- ウランバートル市マスタープラン計画・実施能力改善プロジェクト 事業事前評価表：
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1400610_1_s.pdf
- ウランバートル市高架橋建設計画 外部事後評価報告書：
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_0960060_4_f.pdf

- ウランバートル市アジルチン跨線橋建設事業 案件概要表 :
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/pdfs/02hokoku_mongolia1.pdf
- 国家総合開発計画策定プロジェクト 事業事前評価表 :
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1700335_1_s.pdf
- モンゴル国地域総合開発にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート :
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12283313_01.pdf
- 新ウランバートル国際空港建設事業（II） 事業事前評価表 :
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_MON-P12_1_s.pdf
- 新ウランバートル国際空港人材育成及び運営・維持管理能力向上プロジェクト 事業事前評価表 :
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1400823_1_s.pdf
- モンゴル国 開発政策・公共投資にかかる基礎情報収集・確認調査 ファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030607.html>
- ウランバートル市都市交通建設事業準備調査（PPP インフラ事業） ファイナルレポート
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12119814_01.pdf
- MONGOLIAN STATISTICAL INFORMATION SERVICE
<http://www.1212.mn/>

（２）配布資料

- モンゴル国新ウランバートル国際空港衛星都市の開発可能性にかかる情報収集・確認調査 報告書
- The City Master Plan for the New International Airport 関連資料
- Development of Smart Aero City next to the New Ulaanbaatar International Airport (NUBIA) (韓国支援によるMPレビュー)
- Long Term Development Plan 2050 関連資料
- UB市M/P（日本語版）
- 自由地域法（英語版）

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市開発</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>運輸交通／物流計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>産業／自由経済地域</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | |
|--------|--|
| 1 業務名称 | モンゴル国新ウランバートル国際空港周辺都市開発にかかる
情報収集・確認調査（QCBS） |
| 2 業務地 | モンゴル国 |
| 3 履行期間 | 2000年00月00日から
2000年00月00日まで |
| 4 契約金額 | 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円) |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

- 第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。
- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
 - (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
 - (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
 - (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

- 第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。
- (1) 監督職員 : 社会基盤部 都市・地域開発第二チームの課長
 - (2) 分任監督職員 : なし

【オプション2：旅費（航空賃）の金額を単価指定ありの場合】

（共通仕様書の変更）

- 第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
- (1) 第9条 業務関連ガイドライン
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。

【オプション3：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション6：12ヶ月を超える履行期間となる場合】

(前金払の上限額)

第●条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。
- (2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。